

『磐井川まちづくりサロン』とは？

『磐井川まちづくりサロン』開催要項

(目的)

第1条 市民と行政の協働により『活力と魅力あるまちづくり』に取り込むことを目的とする。

(事業)

第2条 目的を達成するために特に次の事業を行う。

- ① 『かわまちづくり支援制度』に関する提言
- ② 磐井川堤防工事と周辺市街地の整備に関する提言
- ③ 市民に整備事業への関心を持ってもらい、まちづくりに参画する機運を高める事業

(組織・役員等)

第3条 構成員は、『磐井川まちづくりサロン』の目的に賛同する市民とし、座長1名、副座長2～3名、幹事若干名を置く。

- ① 座長は、会務を総理する。
- ② 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ③ 幹事は、座長及び副座長を補佐し、座長及び副座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ④ 役員を選任は、構成員の互選とする。
- ⑤ 目的の達成のため、小グループを創ることができる。小グループのリーダーは、幹事の中から選任する。

(事務局)

第4条 事務局を社団法人一関青年会議所の中に置く。

(会費)

第5条 会費は、必要に応じ実費を徴収する。

(解散)

第6条 目的を達成した場合又は、『磐井川まちづくりサロン』の存在意義がなくなった場合は、発展的に解散する。

今までの活動

① 平成25年8月～平成26年2月

主に『桜の小道』整備について のワークショップを行い、平成26年3月25日に『報告書』を一関市と国土交通省に提出しました。



堤防工事の計画を一部変更して頂きました。

② 平成26年4月 26日(土) 平成27年4月 19日(日)

堤防の上で桜の季節に『オープンカフェ』の営業を想定して『一日茶屋』を開催しました。



26年は、堤防でのイベント(チエリーロードまつり)と別の日に開催し、27年は同じ日に開催しました。

どちらも、用意した「焼キそば」50食は、お昼前に完売でした。